

○鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱

平成19年11月8日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施するとともに、適正な飼養を受ける機会を与える事業をする団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号）に定めがあるもののほか必要な事項を定めることにより、飼い主のいない猫の増加の防止を図り、もって市民の快適な生活環境の保持及び動物愛護の精神の普及に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者及び飼い主が不明の猫をいう。
- (2) 不妊去勢手術 獣医師が行う卵巣、子宮又は精巣を摘出する手術をいう。
- (3) 適正な飼養を受ける機会を与える事業 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 一定地域内で近隣の理解を得て飼い主のいない猫を適正に管理すること。
 - イ 里親による終生飼養を斡旋すること。
 - ウ 飼い猫の適正飼育を普及啓発すること。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する市内の団体(法人格を持たない団体にあつては、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により登録されている者が代表者である団体)とする。

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施しており、確実に実施できる団体
- (2) 市内に生息する飼い主のいない猫に適正な飼養を受ける機会を与える事業を実施している団体
- (3) 設立目的が公益性を有し、営利目的でない団体
- (4) 次のいずれかに該当する団体
 - ア 法人格を有する団体にあつては、その団体が前年度までの鎌倉市の市税を滞納していないこと。
 - イ 法人格を持たない団体にあつては、その団体の代表者が前年度までの鎌倉市の市税を滞納していない者であること。

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付対象事業は、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術とする。なお、交付対象事業は、第6条第1項に基づき補助金を申請する年度に行う事業に限る。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件につき4,000円を限度とし、当該年度における不妊去勢手術の予定総件数を勘案し、予算の範囲内において定める。この場合において、不妊去勢手術の実施予定件数は、1団体につき50件を上限とする。

2 不妊去勢手術の実施件数が前項の予定件数を上回ったときには、予定件数を補助金の交付対象とする。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体の代表者は、飼い主のいない猫対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、毎年4月末日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要な調査を行い、その適否について、飼い主のいない猫対策事業補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)の代表者は、以下の各号のいずれかに該当することとなるときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 交付決定団体を解散又は交付対象事業を中止するとき。
- (2) 交付決定団体の定款若しくは規約又は代表者若しくは役員に変更が生じるとき。

(実績報告)

第8条 交付決定団体の代表者は、補助金の交付対象事業が終了したときは、速やかに飼い主のいない猫対策事業実績報告書(第3号様式)(以下「実績報告書」という。)に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、飼い主のいない猫対策事業補助金確定通知書(第4号様式)により交付決定団体の代表者に通知して補助金を交付するものとする。

(暴力団の排除)

第9条 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月6日条例第11号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

- (1) 法人格を有する団体にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であること。
- (2) 法人格を有する団体にあつては、代表者及び役員が条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者であること。
- (3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者であること。

2 市長は、必要に応じ交付決定団体又は交付決定団体の代表者若しくは役員が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、本人の同意を得るものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定団体又は交付決定団体の代表者若しくは役員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他の不正の行為により補助金の交付決定を受け又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用)

2 平成19年度に限り、第6条第1項中「毎年4月末日」とあるのは、「平成19年11月30日」とする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱第5条第1項の規定は、令和2年度分の補助金の額から適用し、令和元年度中に行った不妊去勢手術の補助金の額については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 改正後の鎌倉市飼い主のいない猫対策事業補助金交付要綱第3条、第9条及び第10条第2号の規定は、令和3年4月1日の申請から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

飼い主のいない猫対策事業補助金交付申請書

年 月 日	
(宛先) 鎌倉市長 団 体 名 団体の所在地 該当する口に✓を入れてください。(<input type="checkbox"/> 法人格を有する団体 ・ <input type="checkbox"/> 法人格を持たない団体) 申請者 住 所 (団体代表者) (ふりがな) 氏 名 電 話 次のとおり申請します。	
飼い主のいない猫対策事業の活動地域	鎌倉市
不妊去勢手術の実施予定件数	件
補助金交付申請額	円
飼い主のいない猫対策活動における特記事項	

添付書類

- 1 申請団体の定款又は規約等
- 2 申請団体の役員名簿
- 3 申請団体の年間事業計画書及び年間収支予算書
- 4 飼い主のいない猫対策事業における実績書
- 5 個人情報の取扱いに関する同意書

第2号様式（第6条）

飼い主のいない猫対策事業補助金交付（不交付）決定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり決定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません
交 付 決 定 額	円
不 交 付 の 場 合 の 理 由	

飼い主のいない猫対策事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

団体名

申請者 住 所

(団体代表者) (ふりがな)

氏 名

電 話

次のとおり活動を行ったので関係書類を添えて報告します。

不妊去勢手術実施件数		件					
振 込	金 融 機 関 名	銀行 信用金庫			本店		
		信用組合 農協			支店		
先	口 座 番 号	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座				
	口 座 名 義 (カタカナ)						

添付書類

- 1 年間事業実績、収支決算書
- 2 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の施術に関する獣医師の証する書類
- 3 飼い主のいない猫に適正な飼養を受ける機会を与える事業実績に関する書類
- 4 その他飼い主のいない猫対策事業実績に関する書類

飼い主のいない猫対策事業補助金確定通知書

鎌 第 号 年 月 日	
様	
鎌倉市長 印	
次のとおり確定しましたので通知します。	
決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 交付決定額どおり補助します。 <input type="checkbox"/> 交付決定額を修正して補助します。
補助金確定額	円
理 由	